

◎不正アクセス行為の禁止等に関する法

律の一部を改正する法律

(平成二四年三月三十一日法律第二二号)

一、提案理由(平成二四年三月二四日・衆議院内閣委員会)

○松原国務大臣 ただいま議題となりました不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するほか、不正アクセス行為に係る罰則の法定刑を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、識別符号の不正流通の防止についてであります。

その一は、他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止等についてであります。これは、不正アクセス行為の用に供する目的で、他人の識別符号を取得する行為を禁止するとともに、そ

の違反者を処罰することとするものであります。

その二は、不正アクセス行為を助長する行為の規制の強化についてであります。これは、不正アクセス助長行為として規制されている他人の識別符号の提供行為の範囲を拡張し、どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかが明らかでない識別符号を提供する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰することとするものであります。

その三は、他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止等についてであります。これは、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得された他人の識別符号を保管する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰することとするものであります。

その四は、識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止等についてであります。これは、アクセス管理者に成り済まし、その他アクセス管理者であると誤認させて、アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為、及びアクセス管理者に成り済まし、その他アクセス管理者であると誤認させて、アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メールにより

利用権者に送信する行為を禁止するとともに、これらの違反者を処罰することとするものであります。

第二は、都道府県公安委員会による啓発及び知識の普及についてであります。

これは、不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努める者に都道府県公安委員会を加えることとするものであります。

第三は、アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対する援助についてであります。

これは、国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス管理者によるアクセス制御機能の高度化等の措置を支援することを目的として組織する団体であつて、当該支援を適正かつ効果的に行うことができると思われるものに対し、必要な情報の提供その他の援助を行うように努めなければならないこととするものであります。

第四は、不正アクセス行為等に係る罰則の法定刑の引き上げについてであります。

これは、不正アクセス行為をした者及び相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知つて他人の識別符号を提供した者に係る罰則の法定刑を引き上げることとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（平成二四年三月二三日）

○荒井聰君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、識別符号の不正流通を防止するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するものであります。

第二に、不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努める者に都道府県公安委員会を加えることとするものであります。

第三に、国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対し、必要な情

報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととするものであります。

第四に、不正アクセス行為をした者及び相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知って他人の識別符号を提供した者に係る罰則の法定刑を引き上げることとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託され、翌十四日松原国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、三月十六日に質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○芝博一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するほか、不正アクセス行為に係る罰則の法定刑を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律

委員会におきましては、本法の規定を国民に分かりやすく周知する必要性、禁止行為を追加すること等による効果、不正アクセス行為による被害情報の提供を促すための取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おき願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。